平成２３年（フ）第８６号
福島県南会津郡下郷町大字沢田字宅地続甲16番地
債務者　室井喜江子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
千葉県君津市下湯江256番地
債務者　安部かおり
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４６７号
神奈川県平塚市幸町４番７号　幸町ハイツ202号
債務者　新田　一清
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
山口県山陽小野田市大字西高泊688番地１市営住宅Ｃ棟303号、旧住所山口県山陽小野田市大字西高泊894番地２
債務者　花本ゆかり
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２２５号
香川県高松市上天神町610番地　市営住宅上天神町団地116号
債務者　小西　憲之
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５６号
香川県高松市紙町459番地１
債務者　山本　定広
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８３号
香川県高松市観光町499番地３
債務者　松下　育代
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９０号
香川県高松市常磐町２丁目６番地８　横山荘403号室
債務者　松浦　弓子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３５０号
高知市新屋敷２丁目12番４号　松本アパート２Ｆ東
債務者　林　公一郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９５号
高知市はりまや町３丁目20番１号　北街ビル４Ｆ５Ｂ
債務者　田村　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１１号
高知市比島町３丁目10番25号
債務者　中川　正彦
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９２号
茨城県つくば市高野台２丁目18番地15　メープルコート102号
債務者　大島　　聡（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１２号
茨城県石岡市若宮２丁目２番２号樫村住宅Ｆ号
債務者　小室　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
群馬県桐生市境野町７丁目1813番地の15
債務者　新井　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７８号
群馬県桐生市宮本町４丁目７番43号
債務者　矢菅　　勇（旧姓斯波）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８８号
群馬県みどり市笠懸町鹿4016番地５
債務者　石北　　毅
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７３号
千葉県君津市常代６丁目10番９号
債務者　石井　里江
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第７６号
千葉県木更津市貝渕４丁目１番４号
債務者　川名　知美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで　千葉地方裁判所木更津支部